

土壌汚染情報公開台帳

整理番号	1060124	調製年月日	令和元年 6月28日	契機	第116条第1項
所在地	元浅草2-78-1、78-2 (地番)	契機	(住居表示) 元浅草2-1-16 年 月 日		
訂正年月日	第116条の3第1項	令和元年 8月 9日			
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	第116条の3第3項 (有)高橋石油商会 清島町給油所	令和元年10月 3日	汚染地面積	調査面積	対策済面積
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項			0.00㎡	141.81㎡	104.90㎡
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合はその内容					
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合はその旨 (汚染の原因が水圏理め立て材に由来する場合はその旨)					
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨	該当なし				
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考					
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者	
	令和元年 6月28日	鉛及びその化合物	含有量基準	株式会社エンハイオ・エンジニアリング	
地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者	
地下水の汚染状況(対象地境界)	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者	
土地の措置又は 改変状況	届出時期	着手時期	完了予定時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類
	令和元年 8月 9日	令和元年 8月 1日	令和元年 9月30日	令和元年 9月30日	掘削除去
	令和元年10月 3日	令和元年 8月 1日		令和元年 9月13日	掘削除去
					実施者
					土壌搬出
					有限会社高橋石油商会
					有
					有限会社高橋石油商会
					有
					汚染土壌の処理方法
					分別等処理、浄化等処理(浄化・分解・加酸)
					分別等処理、浄化等処理(浄化・分解・加酸)

- 図面類
- 1 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
 - 2 当該土地に係る健康被害防止又は周辺への地下水汚染の拡大防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明示した図面
 - 3 当該土地に係る汚染拡散の方法を明示した図面
 - 4 対象地周辺の地図

有害物質の使用および排出等の状況

業種及び主要製品	ガソリンスタンド
特定有害物質の種類、 使用目的、使用形態等	ガソリン(ベンゼン、鉛及びその化合物を含む)を貯蔵・販売
特定有害物質の使用状況	ベンゼン、鉛及びその化合物(総量不明)
	使用期間 1959年頃 ~ 2019年頃
特定有害物質の排出状況	地下タンクでの保管。給油時、地下タンクより埋設地下配管を通り、ポンプ室を経由して、ノンスペース給油機によるガソリン自動車への給油。
特定有害物質の 使用場所等	別紙2・3のとおり
地下施設の有無及び概要	地下タンク(底面 FL-2.5m)および埋設配管(FL-0.50m)
地表の高さの変更 地質に係る情報	無
土壌汚染対策法又は条例 に基づく調査及び措置の 履歴	無
既往調査及び措置に関する 情報	無
その他特記事項	

1. 調査の概要

1.1 調査対象地

対象地情報を表 1-1 に、対象地位置図を図 1-1 に示します。

表 1-1 調査地情報

対象地	【住居表示】 東京都台東区元浅草二丁目 1 番 16 号 【地番】 東京都台東区元浅草二丁目 78 番 1、78 番 2
事業所名称	有限会社高橋石油商会清島町給油所
面積※	面積 142.8m ² (届出による)、141.81m ² (CAD 計算による)
用途地域	商業地域

※以後の報告書内の面積は、CAD 面積に基づき、計算を行っている。



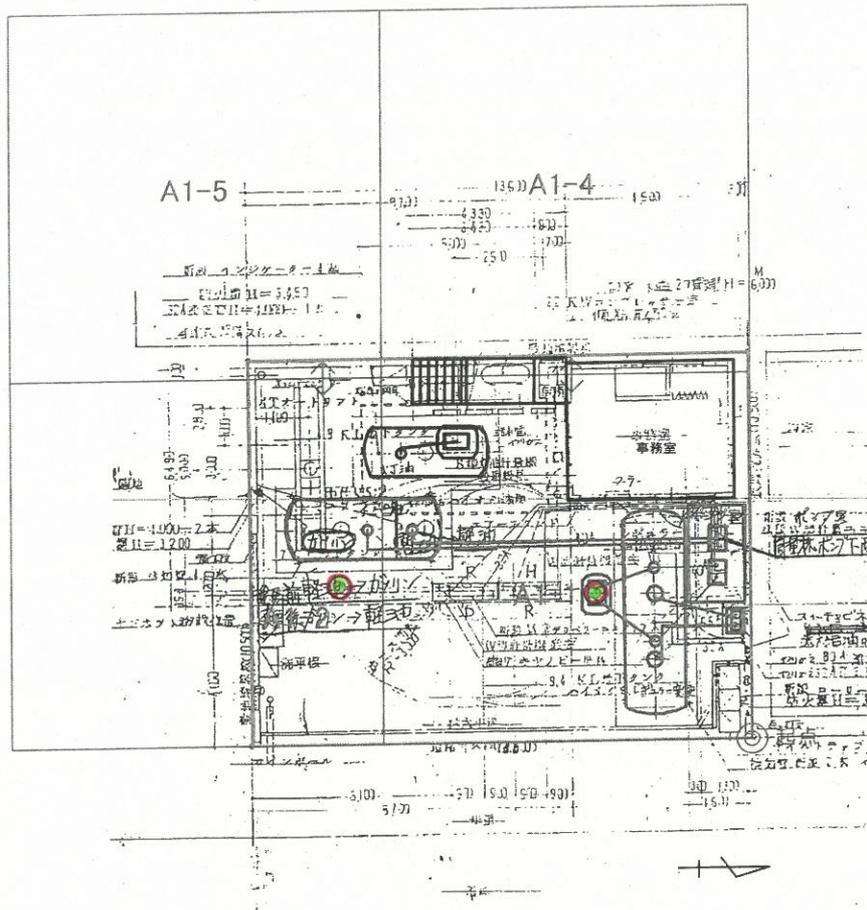
図 1-1 対象地位置図

1.2 現地調査実施日

土壌ガス調査: 2019年5月13日

表層土壌調査: 2019年5月13日

土壌分析: 2019年5月13日～2019年5月20日



- 敷地境界線
- 10m格子
- 土壌ガス調査地点: 2地点

- ↔ 区画の統合
- 土壌調査地点: 2地点

図 4-1 調査位置

4.2 土壤ガス調査

調査方法は、環境省告示第 16 号(平成 15 年 3 月 6 日)に規定する土壤ガス調査としました。

- 1) ハンマードリルおよびボーリングバーで深度 1m 程度削孔する。
- 2) ステンレス製の保護管を深度 50cm 程度、打ち込みにより挿入する。
- 3) 保護管の内側をボーリングバーで再度余掘りする。
- 4) 保護管の内部に採取管(テフロン製チューブ)を裸孔の底に着かない程度、差込む。
- 5) 保護管と地表面、保護管と採取管の間を密閉し、30 分以上静置する。その後、テフロン製チューブに吸引装置を接続し採取管容量の 3 倍程度の土壤ガスを吸引した後に、採取管に導管を接続し、捕集バッグ(テドラパック)に土壤ガスを採取し、試料とする(図 4-2 参照)。

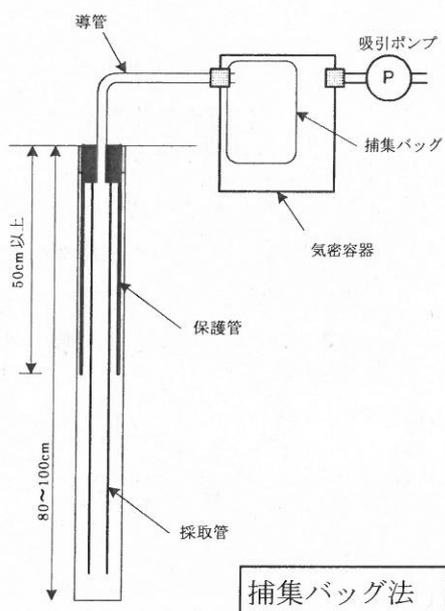


図 4-2 土壤ガス試料採取方法

4.3 土壌調査

土壌試料採取は下記の手順で実施しました。

- 1) ボーリングマシン(写真 4-1)にて、各地点の目的の深度まで掘削し、土壌試料を採取する。
- 2) 採取した土壌は分析室へ郵送し、室内にて分析を行う。

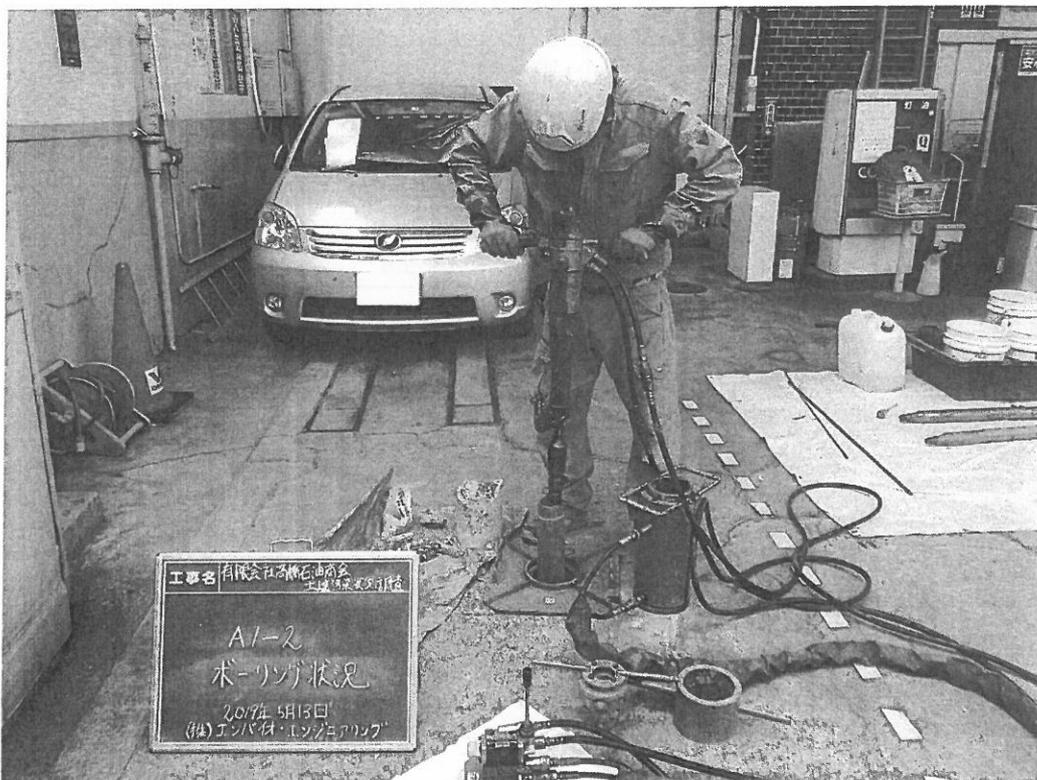


写真 4-1 打撃式ボーリングマシン

5. 調査結果および評価

5.1 土壌ガス調査

調査結果を表 5-1 に示します。

土壌ガス調査の結果、全 2 地点で第一種特定有害物質ベンゼンについて基準適合でした。

したがって、対象地にベンゼンによる土壌汚染のおそれがないと判断します。

表 5-1 土壌ガス調査結果

地点名	第一種特定有害物質
	ベンゼン
A1-1	不検出
A1-2	不検出
単位	volppm
定量下限値	0.05
基準	検出されないこと

※不検出 : 定量下限値未満

5.2 土壌調査

調査結果を表 5-2、図 5-1 に示します。

土壌調査の結果、全 6 試料(2 地点×3 深度)のうち 1 地点 2 試料(A1-1 GL-0.0～-0.5m 及び GL-0.0～-0.45m)において、第二種特定有害物質鉛及びその化合物について基準不適合が確認されました。したがって、対象地に第二種特定有害物質鉛及びその化合物による土壌汚染があると判断します。

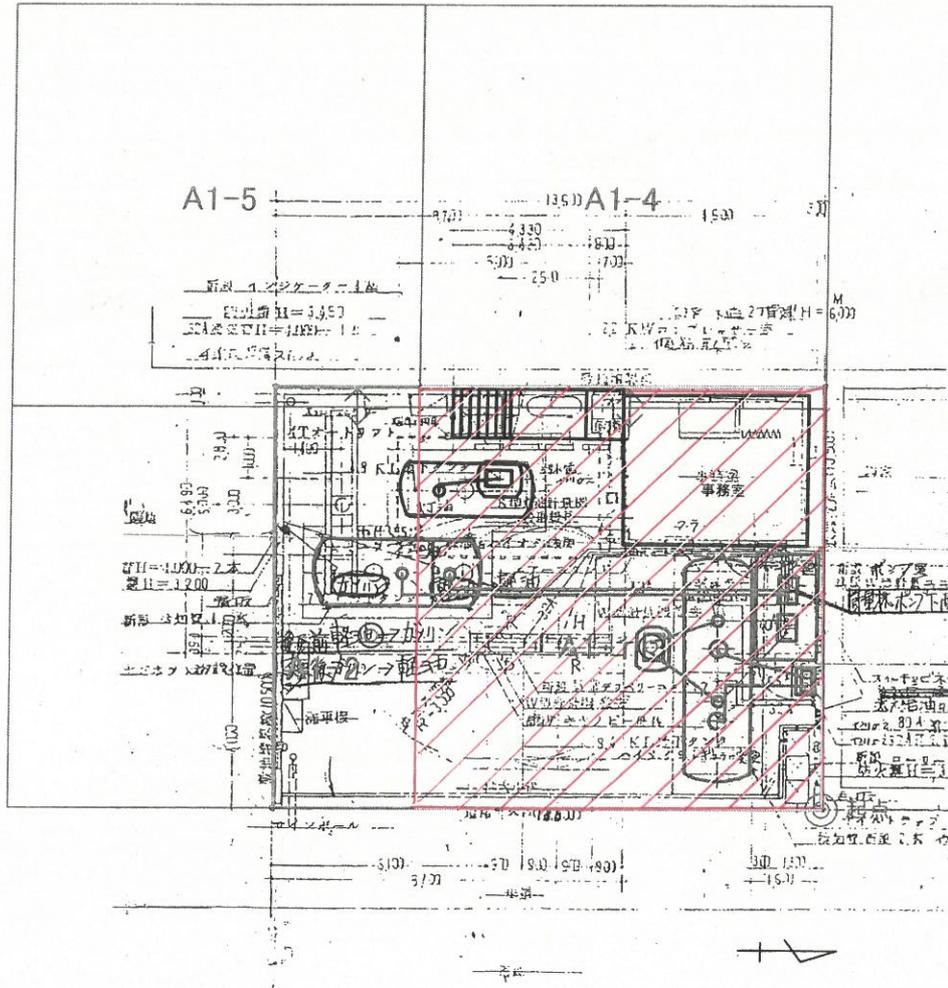
表 5-2 土壌調査結果

地点	調査深度		鉛及びその化合物	
	(FL-m)	(GL-m)	土壌溶出量	土壌含有量
A1-1 (舗装・砕石厚 55cm)	表層	0.0～0.5	< 0.001	170
	0.5～1.0	0.00～0.45 [※]	0.001	180
	2.5～3.0	1.95～2.45	0.001	32
A1-2 (舗装・砕石厚 20cm)	表層	0.0～0.5	< 0.001	56
	0.5～1.0	0.3～0.8	< 0.001	54
	2.5～3.0	2.3～2.8	< 0.001	< 15
基準			0.01以下	150以下
定量下限値			0.001	15
単位			mg/L	mg/kg

赤字 : 基準不適合

不検出 : 定量下限値未満

※ : A1-1は舗装・砕石が厚かったため、配管下深度がGL面より0.05m高くなり、採取深度が0.45mまでの採取となっている。

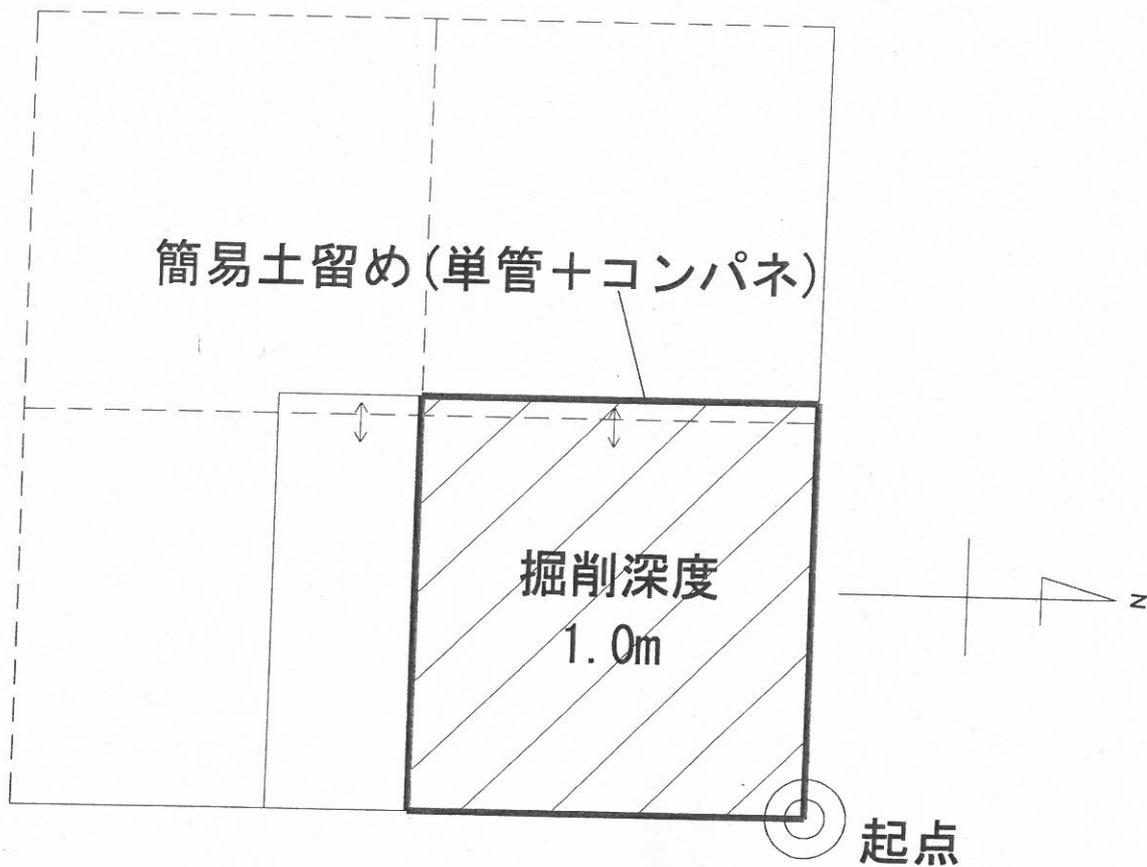


- 敷地境界線
- 10m格子
- 土壤ガス調査地点: 2地点
- 区画の統合
- 土壤調査地点: 2地点
- 基準不適合(鉛及びその化合物)

図 5-1 調査結果

措置の施工方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

掘削計画図



- - - 10m
 ——— 30m
 ——— 敷地境界
 ——— 簡易土留め
 ▨ 鉛(含有量基準超過)

\leftrightarrow 統合

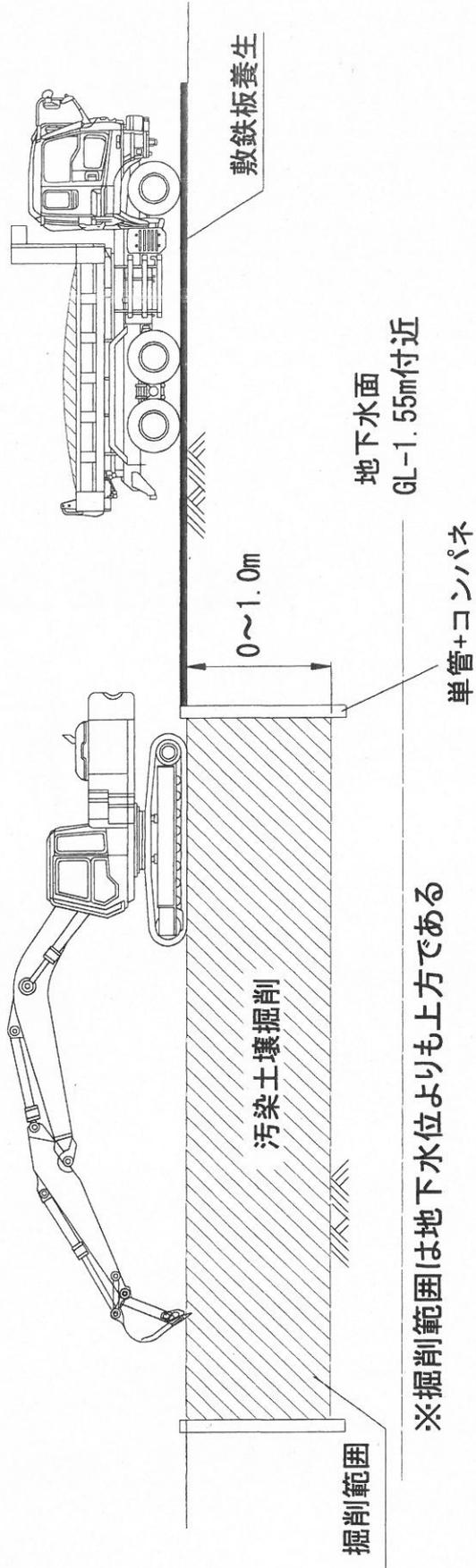
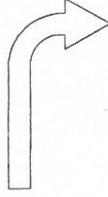
	A		
	9	8	7
1	6	5	4
	3	2	1

措置の施工方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 (1)

掘削計画図(断面図)

※適宜散水実施
※日々の作業終了時基準不適合土壌が残る場合はシート掛けを行い飛散防止する

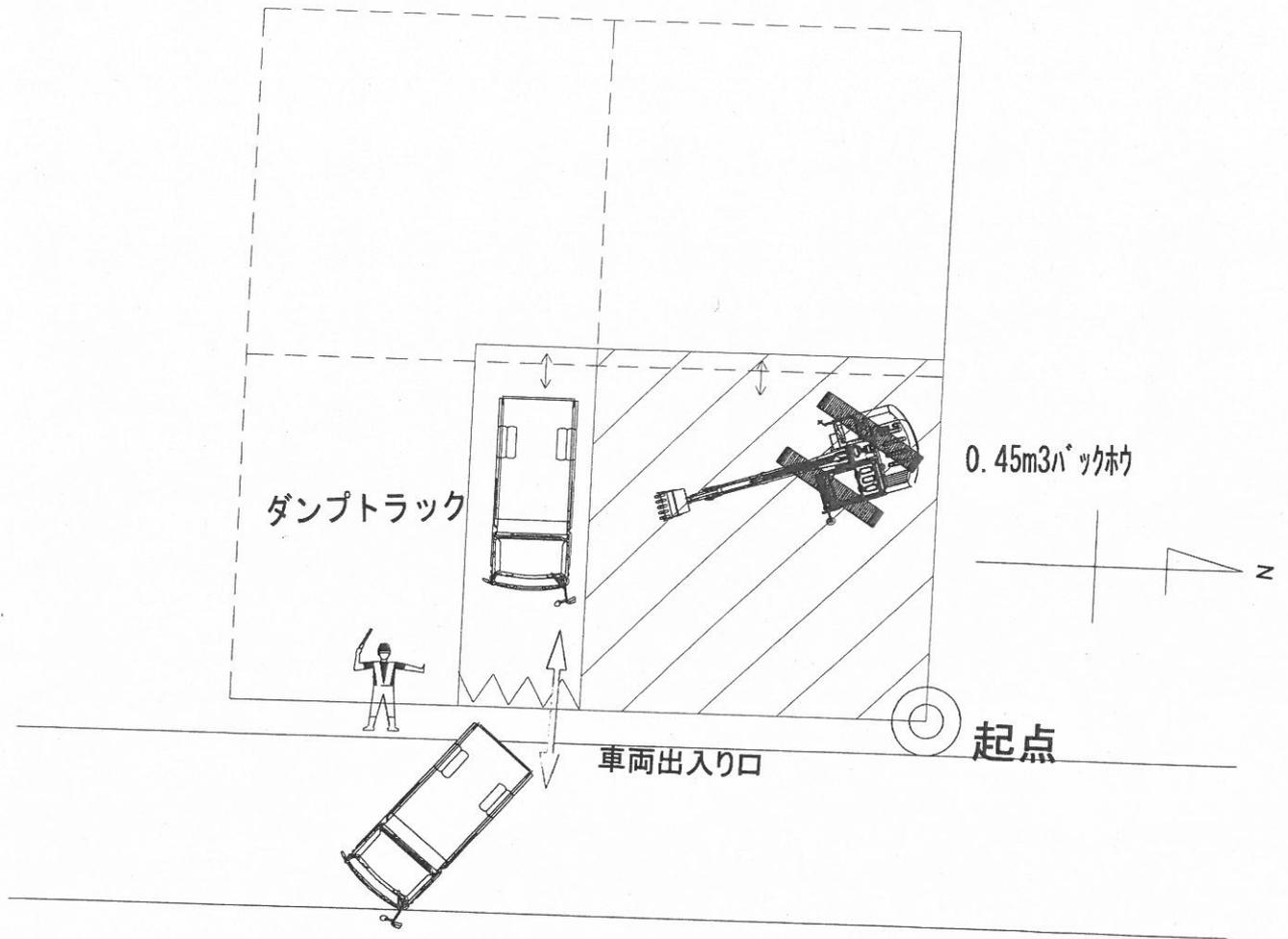
※直接積込



※掘削範囲は地下水位よりも上方である

措置の施工方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 (2)

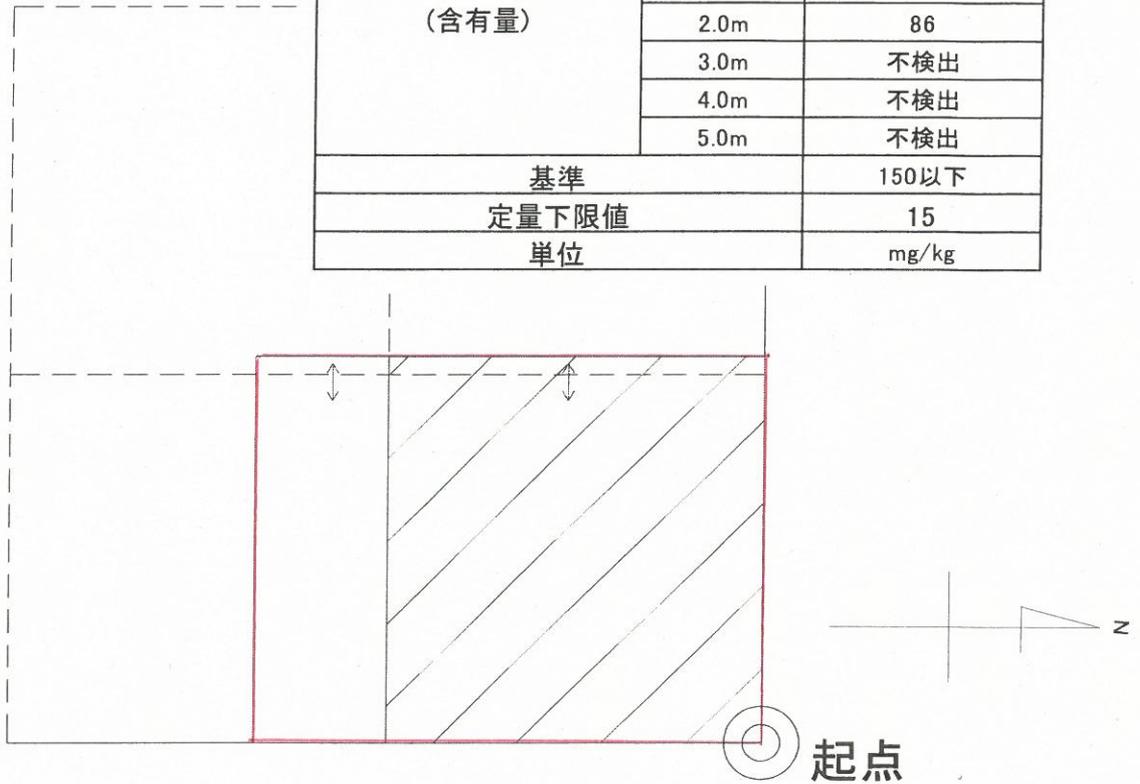
掘削計画図(敷鉄板計画図)



措置完了後の対象地の状況

項目	深度(m)	鉛及びその化合物
		含有量(mg/kg)
鉛およびその化合物 (含有量)	0.00~0.50	—170—
	0.00~0.45	—180—
	1.0m	—79—
	1.95~2.45	32
	2.0m	86
	3.0m	不検出
	4.0m	不検出
	5.0m	不検出
基準		150以下
定量下限値		15
単位		mg/kg

掘削除去範囲



--- 10m

— 30m

— 敷地境界



鉛(含有量基準超過)

	A		
	9	8	7
1	6	5	4
	3	2	1

※完了確認は対策範囲を掘削除去により完了とし
掘削出来形による写真管理を行った。

※現行条例第118条に基づき土地の譲渡の際は当該記録を引き継ぎます。